

委員より要求のあった資料（厚生年金・国民年金）

- 1 2.財政検証・財政再計算にかかわる組織体制、担当職員の人数
- 2 3-2-5 基礎率のもととなる統計と基礎率の算出方法等
- 3 3-3-6 その他の推計方法に関して特記すべき事項
- 4 基礎年金の給付水準に関する資料

2. 財政検証・財政再計算の実施体制に関する資料

2-1 今回の財政検証・財政再計算にかかわる組織体制、担当職員の数

2-2 担当職員等の経験年数、研修の実施状況等

2-3 その他財政検証・財政再計算の実施体制に関する資料

実施体制は以下の通り(平成26年財政検証公表(平成26年6月3日)時点)。

組織体制	入省後年数	年金関係	
		経験年数	数理課経験年数
数理課長	33年 2月	29年 2月	19年 9月
<総括担当> 課長補佐(総括担当)	18年 2月	9年 1月	6年 1月
<厚生年金担当> 課長補佐	13年 2月	7年 9月	3年11月
係長	4年 2月	4年 1月	4年 1月
係員	2年 2月	2年 1月	2年 1月
係員	2月	1月	1月
<国民年金・基礎年金担当> 課長補佐	10年 2月	7年 0月	2年10月
係長	3年 2月	11月	11月
主査	11年 2月	11年 2月	2月
数理調整管理室長	24年 2月	15年10月	13年 1月
<共済年金担当> 室長補佐	14年 2月	11年11月	8年 8月

※ 年金関係経験年数とは、厚生労働省年金局、財務省主計局給与共済課、日本年金機構、国民年金基金連合会、企業年金連合会、年金シニアプラン等における在籍年数。

3-2-5 基礎率のもととなる統計と基礎率の算出方法等

基礎率の種類	ア. 元となる統計及び イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ [アは、内容(表別、集計項目、集計対象等)、使用年度、出所、抽出方法等、イは、内容、出所等]	ウ. 設定方法及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 [概要(考え方と方法)、加工・補正・補完等の方法]	エ. 推計における使用方法 [概要(どのようなデータにどう使い何を算出するか)]	カ. 前回との変更・改善点
総脱退力	ア. 元となる統計 被保険者種別・年齢別 被保険者数(平成20～23年度末) 被加入者種別・年齢別 再加入者数(平成21～23年度) 被保険者種別・年齢別 新規加入者数(平成21～23年度) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法 被保険者種別・年齢別に3年度平均で捉えた年度中脱退者数(前年度末の被保険者数に当年度中の新規加入者数及び再加入者数を加え当年度末の被保険者数を控除したものを)を年度平均被保険者数で除したものを平滑化 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 高齢者の脱退力について、支給開始年齢の引上げの影響を織り込んで設定	前年度末の被保険者数から当年度中の総脱退者数を推計	
生存脱退力	ア. 元となる統計 (総脱退力、死亡脱退力及び障害年金発生力の項目アを参照) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 総脱退力 死亡脱退力 障害年金発生力	ウ. 設定方法 総脱退力ー死亡脱退力ー障害年金発生力 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	前年度末の被保険者数から当年度中の生存脱退者数を推計	
死亡脱退力	ア. 元となる統計 被保険者種別・年齢別 被保険者数(平成20～23年度末) 被保険者種別・年齢別 死亡による被保険者資格喪失者数(平成21～23年度) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 生命表	ウ. 設定方法 被保険者種別・年齢別に3年度平均で捉えた年度中死亡被保険者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	前年度末の被保険者数から当年度中の死亡脱退者数を推計	
障害年金発生力	ア. 元となる統計 被保険者種別・年齢別 被保険者数(平成20～23年度末) 被保険者種別・年齢別 障害厚生年金新規裁定者数(平成21～23年度) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法 被保険者種別・年齢別に3年度平均で捉えた年度中障害厚生年金新規裁定者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	前年度末の被保険者数から当年度中の障害年金の新規裁定者数を推計	
標準報酬指数	ア. 元となる統計 被保険者種別・年齢別 被保険者数(平成21～23年度末) 被保険者種別・年齢別 被保険者の平均の標準報酬額(平成21～23年度) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法 被保険者種別・年齢別に3年度平均で捉えた平均の標準報酬額を、基準年齢を1として指数化したものを平滑化 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	年齢の変化に伴う賃金の変動を推計	

※ 上記は一元化前の厚生年金に係る分。

※ 平成26年財政検証は被用者年金の一元化を前提に実施しており、厚生年金に一元化を合わせることとしている。このため、共済組合に係る分については、厚生年金と同程度の統計を各共済組合を所管する各省を經由して各共済組合から提供を受けている。

3-3-5 前回財政検証・財政再計算からの推計方法の変更・改善点等

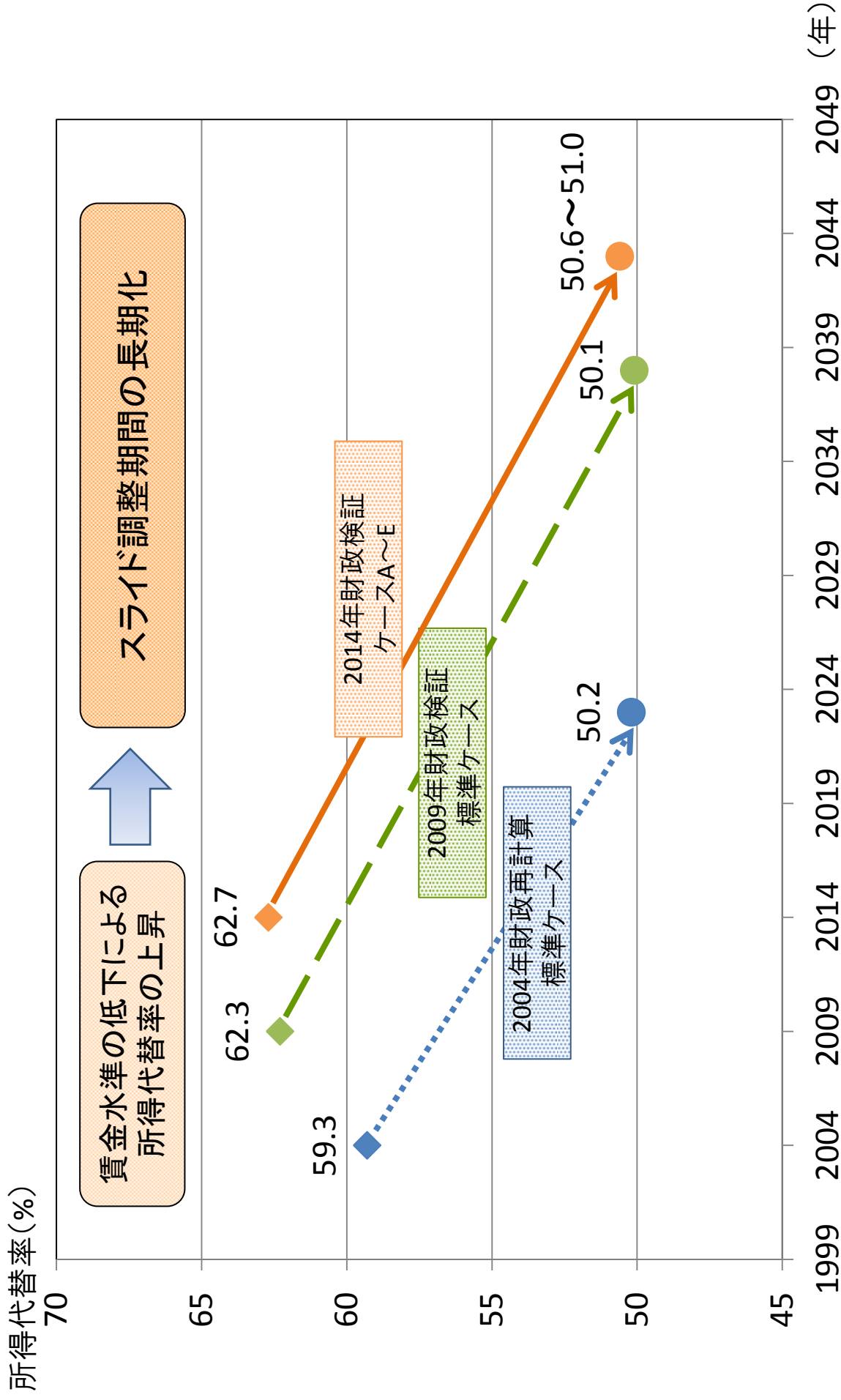
- 社会保障と税の一体改革により成立した法律による公的年金制度の改正を反映している。
 - ・基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
 - ・年金額の特例水準の解消
 - ・被用者年金の一元化（厚生年金には旧共済年金を含む。）
 - ・短時間労働者への厚生年金適用拡大(25万人ベース)
- ※ 低所得高齢者・障害者等への福祉的給付については、年金制度の外での対応であるため、財政検証の対象外。
- 賃金上昇率について、男女の賃金水準の差が過去(平成17～24年度)の傾向で平成42(2030)年度まで縮小するものと仮定(男女の差が約15%解消)して推計を行っている。

3-3-6 その他推計方法に関して特記すべき事項

- 法律で要請されている（上記の改正を反映した）現行制度に基づく検証に加えて、社会保障制度改定審議会（改定）の報告書やプログラム法で示された課題の検討に資するよう、一定の制度改正を仮定したオープン試算も実施している。
- 国会審議における大臣答弁等をふまえ、既裁定者の年金について、新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率で改定するように推計している。

マクロ経済スライドによる給付水準調整見通しの変化①

【厚生年金(報酬比例部分)+基礎年金(2人分)の所得代替率】



マクロ経済スライドによる給付水準調整見通しの変化②

【厚生年金（報酬比例部分）、基礎年金（2人分）に分解した所得代替率】

